

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(二四一)

〔告 示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件
(法務四二六、四二七)

○日本国に帰化を許可する件
(同四二八)

○ソンドラ市及びキトウエ市道路網整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四七三)

○民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約へのマケドニア旧ユーゴスラビア共和国の加入に関する件(同四七四)

○千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書へのペルー共和国の加入に関する件(同四七五)

○トーゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
(同四七六)

○指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、対象とすべき事案等を定めた件
(財務・農林水産・経済産業一三)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害に関し定めた件
(経済産業二八八)

○認定輸出者の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件
(同二八九)

○経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関の指定に係る告示(同二九〇)

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九条の十六の七第一号等の規定に基づく指定記録保存機関の公示に係る告示(同二九一)

○鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示(同二九二)

○鉱山保安法施行規則に基づく指定記録保存機関を指定した件(同二九三)

○昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の一部を改正する件
(国土交通一〇〇七)

○昭和四十五年建設省告示第八百三十三号の一部を改正する件
(同一〇〇八)

○道路に関する件
(北陸地方整備局一二二、一二三)

○道路に関する件
(中部地方整備局一二〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について(内閣府)

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示(国土交通省)

登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示(同)

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示(同)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

鉱業法第一八九条の規定による公告
関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

- 一 指定発給機関の名称
日本商工会議所
- 二 指定発給機関の住所
東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
- 三 発給事務を行う事務所の所在地
北海道札幌市中央区北一条西二丁目二番地の一、宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号、富山県黒部市植木二十三番の一、千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一、東京都千代田区丸の内三丁目二番二、神奈川県横浜市山手町二番地産業貿易センタービル八階、静岡県浜松市中区東伊場二丁目七番一、静岡県静岡市清水区相生町六番十七号、静岡県富士市瓜島町八十二番地、愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号、愛知県蒲郡市港町十八番二十三号、愛知県豊川市豊川町辺通四番地四、三重県四日市市諏訪町二番五号、福井県福井市西木田二丁目八番一、京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百四十番地、大阪府大阪市中央区本町橋二番八号、兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目一番地、広島県広島市中区基町五番四十四号、広島県福山市西町二丁目十番一、香川県高松市番町二丁目二番二号及び福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号

四 指定発給機関が行う発給事務の区分
関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表に該当する物品に係る発給事務

○経済産業省告示第二百九十一号
核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則(昭和三十三年通商産業省令第一号)第六条第五項、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第三十七号)第七條第五項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年通商産業省令第七十七号)第七條第五項、原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)第七條第五項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年通商産業省令第一号)第十三條第五項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十二年通商産業省令第四十七号)第二十六條第五項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第二百二号)第二十七條第五項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年通商産業省令第二百二号)第二十五條第五項及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年通商産業省令第二十三号)第四十四條第五項の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九條の十六の七第一号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七條の六の二、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九條の十五の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九條の十五の二、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二條の十六の二、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五條の十五の二、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三條の十二の二、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第四十三條の十三の二及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十八條の二において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公示する。

なお、平成元年通商産業省告示第十号(放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件)、平成十七年通商産業省告示第二百九十四号(放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件)及び平成十七年通商産業省告示第三百号(放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定する件)は、平成二十一年九月十五日限り、廃止する。

平成二十一年九月十五日
経済産業大臣 二階 俊博

一 名称 財団法人放射線影響協会(昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。)

二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○経済産業省告示第二百九十二号
鉱山保安法施行規則(平成十六年通商産業省令第九十六号)第二十九條第一項第二十三号、第二十五号及び第二十九号の規定に基づき、鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月十五日
経済産業大臣 二階 俊博

一 名称 財団法人放射線影響協会(昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。)

二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○国土交通省告示第七号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三條第三項第一号の規定に基づき、昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日
国土交通大臣 金子 一義

一 最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙口には、第一第四号の例により自動開放装置を設けること。

ニ 排煙口は、ハの自動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設けること。

ヘ 給気口は、開口面積を一平方メートル以上とし、付室の床又は壁の下部(床面からの高さ)が天井の高さの二分の一未満の部分(をいう)に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第八百二十九号の規定に適合するものであること。

リ 火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとする。

一 名称 財団法人放射線影響協会(昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。)

二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○経済産業省告示第二百九十三号
鉱山保安法施行規則(平成十六年通商産業省令第九十六号)第二十九條第一項第二十五号の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第四十四條の七第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月十五日
経済産業大臣 二階 俊博

一 名称 財団法人放射線影響協会(昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。)

二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○国土交通省告示第七号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三條第三項第一号の規定に基づき、昭和四十四年建設省告示第七百二十八号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日
国土交通大臣 金子 一義

一 最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル以上とし、第一第二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ 排煙口には、第一第四号の例により自動開放装置を設けること。

ニ 排煙口は、ハの自動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル以上とし、鉛直に設けること。

ヘ 給気口は、開口面積を一平方メートル以上とし、付室の床又は壁の下部(床面からの高さ)が天井の高さの二分の一未満の部分(をいう)に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ 電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第八百二十九号の規定に適合するものであること。

リ 火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとする。

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 排煙口は、第一二号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ 排煙機は、一秒間につき立方メートル以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとする。

ハ 第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

ニ 火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとする。

三 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第二百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものであること。

ロ 火災時に生ずる煙を付室から有効に排出することができるものとする。

四 付室を加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 付室に設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i) 第一四号の例により手動開放装置を設けること。

(ii) 給気風道に直結すること。

(iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。

(3) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。

(4) (2)の給気口には、送風機が設けられていること。

(5) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

ロ 付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1) イ(2)の給気口の開放に伴って開放されるものであること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 直接外気に接するものであること。

(ii) 厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3) 次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4) 不燃材料で造られていること。

(5) 開口面積（平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(ロ)において同じ。）が、次の式で定め必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p = \frac{VH - V_s}{7}$$

この式において、 A_p 、 V 、 H 及び V_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積（単位 平方メートル）

V 付室と隣接室を連絡する開口部（以下「遮煙開口部」という。）を通過する排出風速（単位 一秒間につきメートル）

H 遮煙開口部の開口高さ（単位 メートル）

V_s 当該隣接室又は一般室に設けられた排煙口のうち、令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口（不燃材料で造られ、かつ、付室の給気口の開放に伴い自動的に閉鎖されるものに限る。）の排煙機（当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。）による排出能力（単位 一秒間につき立方メートル）

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(ii)までに掲げる場合に同じ、それぞれ(i)から(ii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、令第一百五十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限り。）で区画され、かつ、令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$V = 2.7 \sqrt{H}$

(ii) 隣接室が、平成十二年建設省告示第四百号第十五号に規定する不燃材料の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合には、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合

$V = 3.3 \sqrt{H}$

(iii) (i)又は(ii)に掲げる場合以外の場合

$V = 3.8 \sqrt{H}$

(1)から(ii)までの式において、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

(i) 必要排出風速（単位 一秒間につきメートル）

(ii) 遮煙開口部の開口高さ（単位 メートル）

(1) 次の(i)及び(ii)に適合するものであること。

(i) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガラリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分（当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る。）に(ii)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開閉部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{req} = 0.04VH$$

この式において、 A_{req} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- A_{req} 必要開口面積(単位:平方メートル)
- V 遮煙開口部を通過する排出風速(単位:一秒間につきメートル)
- H 遮煙開口部の開口高さ(単位:メートル)

(四) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を動作させた状態で、百ニュートン以下の力で開放することができるものであること。

二 第一号ト及びチに掲げる基準に適合すること。

ホ 法第三十四条第二項に規定する建築物における付室の排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとする。

ヘ 火災時に生ずる煙が付室に侵入することを有効に防止することができるものとする。

附則

この告示は、平成二十一年九月十五日から施行する。

国土交通省告示第千八百号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十三の第三項第二号の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第千八百三十三号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十五日

国土交通大臣 金子 一義

第一各号列記以外の部分中「次に」を、「次に」に、「ものとする」と改め、第一一号中「向つて」を「向かつて」に、「窓」というを「同じ」に改め、第一二五号中「窓は」を「外気に向かって開くことのできる窓は」に改め、第一三三号中「窓の」を「外気に向かって開くことのできる窓の」に、「建築基準法施行令」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)」に、「付室」を「付室」に改める。

第二を次のように改める。
第二 排煙設備にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。
 - イ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分には、不燃材料で造ること。
 - ロ 排煙口は、開口面積を四平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六平方メートル)以上とし、第一二五号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
 - ハ 排煙口には、第一四四号の例により自動開放装置を設けること。
 - ニ 排煙口は、ハの自動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
 - ホ 排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、九平方メートル)以上とし、鉛直に設けること。
 - ヘ 給気口は、開口面積を一平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、一・五平方メートル)以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部(床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分)をいう。に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、三平方メートル)以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。
 - ト 電源、電気配線及び電線については、予備電源を設けること。
 - チ 電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。
 - リ 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとする。

二 排煙機による排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

- イ 排煙口は、第一二五号の例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。
- ロ 排煙機は、一秒間につき四立方メートル(付室と兼用する乗降ロビーにあつては、六立方メートル)以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとする。

ハ 第一号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

二 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとする。

三 令第二百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一又は第二に掲げる基準に適合するものであること。

四 火災時に生ずる煙を乗降ロビーから有効に排出することができるものとする。

乗降ロビーを加圧するための送風機を設けた排煙設備 次に掲げる基準に適合するものとする。

イ 乗降ロビーに設ける給気口その他の排煙設備にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

- (1) 給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- (2) 給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。
 - (i) 第一四四号の例により自動開放装置を設けること。
 - (ii) 給気風道に直結すること。
 - (iii) 開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
 - (iv) 給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。
 - (v) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
 - (vi) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
 - (vii) 送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。
 - (viii) 乗降ロビーは、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室(乗降ロビーと連絡する室をいう。以下同じ)又は当該空気逃し口を設けている一般室(隣接室と連絡する室のうち乗降ロビー以外の室をいう。以下同じ)と連絡する隣接室と連絡しているものであること。
- (3) 給気口の開放に伴って開放されるものであること。
- (4) 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 直接外気に接するものであること。
 - (ii) 厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。
- (5) 次の(1)及び(2)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。
 - (1) (1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。
 - (2) 開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。
- (6) 不燃材料で造られていること。
- (7) 開口面積(平方メートル)で表した面積とする。ハ(2)(ロ)において同じ。が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$A_p = \frac{VH - V}{7}$$

(この式において、 A_p 、 V 、 H 及び V_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 必要開口面積(単位 平方メートル)

V 乗降ロビーと隣接室を連絡する開口部(以下「遮煙開口部」という。)を通過する排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

V_1 当該隣接室又は一般室に設けられた排煙口のうち、令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ開放されているものに直結する排煙口(不燃材料で造られ、かつ乗降ロビーの給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。)の排煙機(当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。)による排出能力(単位 一秒間につき立方メートル)

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速(メートル毎秒で表した数値とする。)が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(イ)から(ロ)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(イ) 隣接室が、令第一百五十五条の二の第二項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。)又は特定防火設備(当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。)で区画され、かつ、令第二百二十九条の二第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室(以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。)である場合
 $V = 2.7 \sqrt{H}$

(ロ) 隣接室が、平成十二年建設省告示第十四百号第十五号に規定する不燃材料の壁(小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。)又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二条第九号の二に規定する防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合
 $V = 3.3 \sqrt{H}$
(イ)又は(ロ)に掲げる場合以外の場合
 $V = 3.8 \sqrt{H}$

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
(イ) 次の(イ)及び(ロ)に適合するものこと。
(イ) 遮煙開口部に設けられている戸の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分にガリその他の圧力調整装置が設けられていること。ただし、遮煙開口部に近接する部分(当該遮煙開口部が設けられている壁の部分のうち、天井から八十センチメートルを超える距離にある部分に限る。)に(ロ)に規定する必要開口面積以上の開口面積を有する圧力調整ダンパーその他これに類するものが設けられている場合においては、この限りでない。

(ロ) (イ)の圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。

$$A_{amp} = 0.04VH$$

(この式において、 A_{amp} 、 V 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{amp} 必要開口面積(単位 平方メートル)

V 遮煙開口部を通過する排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

(ロ) 遮煙開口部に設けられた戸が、イ(4)の送風機を作動させた状態で、百二メートル以下の力で開放することができるものであること。
二 第一号ト及びチに掲げる基準に適合すること。
ホ 法第三十四条第二項に規定する建築物における乗降ロビーの排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとすること。
ヘ 火災時に生ずる煙が乗降ロビーに侵入することを有効に防止することができるものとする。

附 則

この告示は、平成二十一年九月十五日から施行する。
○北陸地方整備局告示第二百二十二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

道路の種類	一般国道	北陸地方整備局長	前川 秀和
(一) 道路の種類	一般国道		
(二) 路線名	七号		
(三) 道路の区域			
区 間	変更前	敷地の幅員	延長

新発田市奥山新保字矢詰二八一番一から同市舟入字念佛塚八六五番五まで
四・五・〇〇〇〇〇四・〇〇〇〇〇三・七
〇北陸地方整備局告示第二百二十三号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	図 面 縦 覧 場 所
七 号	新発田市奥山新保字泓六九二番一から同市中曾根字通下六四三番一まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ)	北陸地方整備局長 前川 秀和 図面縦覧場所 北陸地方整備局及び同局新発田事務所

供用開始の期日 平成二十一年九月十五日
○中部地方整備局告示第二百二十号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十一年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年九月十五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	図 面 縦 覧 場 所
三 百 一 号	名古屋市緑区小坂二丁目一〇九番から同市緑区滝ノ水三丁目二一〇五番まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ)	中部地方整備局長 富田 英治 図面縦覧場所 中部地方整備局及び同局愛知事務所

供用開始の期日 平成二十一年九月十五日